

群馬県衛生環境研究所における研究データの保存および開示に関する要領

(目的)

第一条 この要領は、「群馬県衛生環境研究所における研究活動上の不正行為等の取り扱いに関する規程」(以下「規程」という。)第四条第二項および「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成二十六年八月二十六日文部科学大臣決定)」に基づき、規程に定める研究者等が、その研究活動の公正性等を説明するために必要となる研究データの保存および開示について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この要領において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 研究記録：論文等の成果発表の根拠となった実験観察記録ノート、数値データ、画像等の資料のうち、研究者等が研究活動の公正性等を説明するために必要となるものをいう。
- 二 試料：実験試料および標本。

(研究記録)

第三条 研究者等は自身の研究活動を行うにあたりその研究記録を、研究者等が研究活動の公正性等を説明するために後に追跡可能な状態で、第五条に定める期間、保存しなければならない。

(研究記録の確認)

第四条 研究者等は、第二条第一号に規定する研究記録において、適宜、係長等の確認を得なければならない。

(研究記録の保存期間)

第五条 研究記録の保存期間は、論文等の成果発表後、十年間とする。

- 2 試料の保存期間は、論文等の成果発表後、五年間とする。
- 3 保存期間が満了する前に研究記録および試料を廃棄しなければならない特別の理由があるときは、群馬県衛生環境研究所長(以下「所長」という。)の承認を得て、廃棄することができる。この場合において、廃棄する研究記録の内容、当該特別の理由、廃棄年月日その他必要事項を記載した記録を作成しなければならない。

(研究記録の保存)

第六条 研究記録は、当該研究を行った係等において適切に保存するものとする。

(研究記録の提出及び開示)

第七条 研究者等は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合、研究不正行為対策委員会、予備調査委員会および調査委員会の求めに応じ、速やかに研究記録を提出又は開示しなければならない。

- 一 研究活動における不正行為の防止等に関する規程に定める研究不正に係る疑義を生ぜしめた場合
- 二 発明等の研究上得られる権利の確認が求められた場合
- 三 その他各委員会が必要と認めた場合

2 前項に示した各委員会は、前項において研究記録の提示又は提出を受けたときに、当該研究に係る公表前のデータ又は論文等の研究上若しくは技術上の秘密とすべき情報が漏洩することのないよう十分に配慮しなければならない。

(研究記録の帰属)

第八条 研究記録は、特段の定めのない限り、群馬県衛生環境研究所に帰属するものとする。

(雑則)

第九条 この要領に定めるほか、研究記録の保存および開示に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成二十八年一月五日から施行する。